

特定非営利活動法人福生市体育協会事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人福生市体育協会（以下「本会」という。）定款第65条の規定により、本会の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 基本的施策の企画運営に関すること
- (2) 理事会の企画運営に関すること
- (3) 受託事業に関すること
- (4) 人事及び給与に関すること
- (5) 予算、決算に関すること
- (6) 収入、支出に関すること
- (7) 基本財産の管理に関すること
- (8) 文書の收受、発送、保存に関すること
- (9) 物品の購入、管理に関すること
- (10) 公印の管理に関すること

(職及び職務)

第3条 本会の事務を掌握し、職員の指揮監督をするため事務局に事務局長を置き、その職は会長の命を受け行うものとする。

2 事務局に職員（事務職員、その他の職員を言う）を置く。

3 職員の事務分掌は、事務局長が定める。

(決 裁)

第4条 事務局の事務処理は、特に会長の決裁を必要とするもののほかは、本会専務理事（以下「専務理事」という。）の決裁を受けるものとする。

(専 決)

第5条 専務理事、事務局長及び事務局次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 専務理事の専決事項

- ①1件20万円以上30万円未満の支出及び収入に関すること
- ②職員の雇用に関すること
- ③職員の配置に関すること
- ④登記及び登録に関すること
- ⑤職員の諸手当等の額の決定に関すること
- ⑥事務局長の出張命令、時間外勤務及び休暇に関すること

(2) 事務局長の専決事項

- ①1件10万円以上20万円未満の支出及び収入に関すること
- ②財産の維持に関すること
- ③職員の出張、時間外勤務及び休暇に関すること
- ④職員の休日及び勤務割等に関すること
- ⑤通知、申請、報告、照会及び回答等に関すること
- ⑥施設の使用許可及び許可取り消しに関すること
- ⑦その他、前各号に準ずる軽易又は定期的な事務処理に関すること

(3) 事務局次長の専決事項

- ①1件10万円未満の支出及び収入に関すること
- ②健康保険、労災保険及び雇用保険に関すること
- ③職員給与等に関すること
- ④会計の月例報告に関すること

(会計)

第6条 事務局の会計事務処理については、隨時に会長に確認をもらうこととし、財務状態及び運営実績に関する会計決算書等に明確に表示すること。

(旅費)

第7条 本会役員並びに事務局員の旅費については、別に定める。

(給料)

第8条 事務局員の給料については、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月18日から施行する。